

○ 旅費等の額一覧

別表第五 旅費等の額(第二条関係)

区分		額
一 検査用具を運搬しない場合		職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号)に定めるところにより計算した旅費の額に相当する額
二 検査用具を運搬する場合	イ 質量計に係る定期検査又は計量証明検査の場合	定期検査又は計量証明検査を受ける質量計のひょう量につき、100kg(100kg未満のときは100kgとし、100kg未満の端数が生ずるときはその端数は100kgとする。)当たり100円として、計算して得た額
	ロ イに掲げる場合以外の場合	一の項で定める額及び検査用具の運搬に要する実費に相当する額の合算額

備考

- 一 一の項イに該当する場合において、定期検査又は計量証明検査を受ける質量計のひょう量が1tを超えるときの旅費等の額は、当該ひょう量を特定計量器検定検査規則第二百十四条後段の規定による読み替えの例により読み替えて得た値(備考二において「法定ひょう量」という。)について計算する。
- 二 一の項イに該当する場合において、定期検査又は計量証明検査を受ける質量計が二以上あるときの旅費等の額は、当該質量計のひょう量(ひょう量が1tを超える質量計にあつては、法定ひょう量)を合計して得た値について計算する。